

I. 基本仕様書

1. 病院概要

1.1 病院の理念と役割

(1) 理念

患者様に信頼される良質で安全・安心な医療を提供し、地域社会に貢献します。

基本方針

1. 患者様の権利を尊重し、心のこもった医療を実践します。
2. 関係機関との連携を密にし、地域医療の充実に努めます。
3. 職員一人一人が主体的に専門能力の研鑽に努め、質の高いチーム医療を提供します。
4. 効率的で安定した経営基盤の確立に努め、健全な病院経営を目指します。
5. 働き続けられる魅力ある職場環境づくりに努めます。

1.2 病院概要

- (1) 所在地: 〒795-8501 愛媛県大洲市西大洲甲570番地
- (2) 病床 : 150床(一般病床 142床 結核病床 8床)
- (3) 患者数: 外来68,259人、入院28,314人(令和7年度実績)
- (4) 診療科: 内科・外科・整形外科・泌尿器科・眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科・産婦人科(休止)・小児科(休止)
神経内科・麻酔科

2. 背景及び目的

2.1 当院は、以下の目的で病院総合情報システムを導入する。

- (1) コンピュータシステムによる業務の効率化
- (2) 診療記録の共有化による患者を中心としたチーム医療の実現

2.2 当院は、病院の理念と役割を念頭に置き、以下の基本方針に基づいて病院総合情報システムを構築することとする。

3. 電子カルテシステム化の基本方針

3.1 電子カルテシステム化の基本方針

- (1) 医療情報システムを安全に管理・運用する為に、また病院側の運用負担軽減の為に、電子カルテシステム・医事会計システムをクラウド型のサービスで提供すること。
- (2) 関係法令等を遵守していること

電子カルテのインフラを実現する為に、「法令に保存義務が規定されている診療録及び診療諸記録の電子媒体による保存に関するガイドライン」に対応可能なシステムであること。

下記ガイドラインに対応した、電子カルテシステム・医事会計システムサービスであること。

- ・医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(厚生労働省)
- ・医療情報を受託管理する情報処理事業者向けガイドライン(経済産業省)
- ・クラウドサービス事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン(総務省)
- ・医療情報を受託管理する情報処理事業者における安全管理ガイドライン(経済産業省)

(3) 標準的なシステムであること

デファクトスタンダード(de facto standard:業界標準)を目指したシステム
チーム医療、ネットワーク型医療を推進する為に、データ交換に関する標準化技術を積極的に採用した、最先端かつ標準的なシステムであること。

(4) 信頼性を有したシステムであること

システムのノンストップ・ノーダウン運用を実現するとともに、患者プライバシー保護に配慮した高度なセキュリティ機能を提供できるシステムであること。

(5) メンテナンスの容易なシステムであること

短期安定稼働とシステム稼働後の維持費用の通減を図る為に、高品質で稼働実績を有したパッケージソフトウェアの適用をベースにシステムを構築すること。

(6) 利用者の操作性の高いシステムであること

診療情報をより簡単に、よりスピーディに入力する為に、テンプレートやシェーマ等の簡易入力ツールを提供すること。

3. 2電子カルテシステム構築の基本方針

(1) ペーパーレス、フィルムレスの運用に基づくシステム

電子カルテを核として、患者を中心に発生する診療情報を発生源で捉え関連部署とシームレスに連携することで、必要な情報を必要な時に活用できるような、ペーパーレス、フィルムレス運用を前提とした診療支援環境を実現できること。

(2) デファクトスタンダードによるシステム

システムで扱うデータ・プロトコル、各種OS、データベースは国際標準、業界標準を積極的に採用すること。
サーバはUNIX、Windows、クライアントはWindows相当のOSを搭載すること。

(3) 必要十分なセキュリティ機能を搭載するシステム

必要十分なセキュリティ機能を搭載することを条件に、将来的には、外部ネットワークを通じて、異なる医療施設間でも患者診療情報を交換できるように、今回導入するシステムにおいてXML形式によるデータ出力が可能なこと。

(4) 作業能率の向上を実現する水準を有するシステム

全ての端末は、ネットワークに接続されるものとし、入出力業務の応答速度は、病院業務を円滑に遂行し、かつその作業能率の向上を実現する水準を有するもので、ピーク時においても基本的に3秒以内を目標に支障がないようにすること。

(5) 発生源データ入力に基づくシステム

システムは、各部署より発生源で入力されたデータを各サーバで管理すると同時に必要な部署の端末及び各システムで即時対応が可能であること。

(6) 操作性の簡便化を図るシステム

端末入出力操作を容易にするため、操作画面及び操作説明等のヘルプ機能をウィンドウ形式または同等以上の最新のGUI機能(Graphical User Interface:グラフィカルユーザインターフェース)で提供すること。

(7) 24時間運用のシステム形態について

システムの処理形態は、クライアントサーバによる分散処理を全面的に採用し、24時間運用の院内情報サービスを実現し、日次、月次処理においても支障を来さないような構成を採用すること。

(8) システム化の対象業務及び実施時期について

システム化対象業務及び実施時期は、新システムの初期計画の段階で各担当者と十分な協議を行って決定することとし、請負者は病院の運用及び要望に対して、柔軟に、かつ迅速・的確に対応できること。

(9) 教育訓練等の準備について

システム構築は、令和8年8月から令和9年2月までの準備期間中に十分な訓練ができ、令和9年3月の運用開始時に円滑な実運用に移行できること。

(10) 情報の保持期間について

各システム単位に必要となる情報の保持期間に関しては、原則5年とするが、詳細については別途協議の上で決定し即時対応可能な状態で保持すること。

(11) ネットワークについて

病院とデータセンタ間で当該情報そのものに対する暗号化等のセキュリティ対策を実施すること。たとえば、SSL/TLSの利用、S/MIMEの利用、ファイルに対する暗号化等の対策が考えられる。その際、暗号化の鍵については電子政府推奨暗号のものを使用すること。

(12) データのバックアップについて

- ① データのバックアップは自動で行うことができること。
- ② 障害時等にはバックアップ時点までデータの回復が可能なこと。
- ③ データベースについては、障害発生直前の同期点(コミットポイント)まで回復が可能なこと。

3. 3データセンター要件

- (1) JQAデータセンター安全対策適合証明を取得していること。
- (2) 建物の環境性能評価CASBEEで最高ランク「Sランク」の評価を取得していること。
- (3) 日本データセンター協会が定めるファシリティ基準項目に準拠していること。また、すべての評価項目でティアⅢ以上の評価を有していること。
- (4) 第三者による監査報告書を提出できること。
- (5) 日本情報処理開発協会(JIPDEC)が管理する、個人情報取り扱いに関する認定制度プライバシーマークを取得していること。
- (6) 電力会社からの受電経路を2回線以上確保していること。例:「本線予備線2回線受電方式」等
- (7) 電力会社からの給電が停止した場合でも、非常用発電設備が自動的に稼働し、電力を供給する仕組みが整っていること。
- (8) データセンター内の主要設備は、それぞれ冗長構成をとっていること。例:「非常用発電設備」「CVCF」「バッテリー」等
- (9) 24時間365日安定した運用が可能であること。
- (10) 24時間有人監視を実施していること。
- (11) 有人受付、機械式入退管理のいずれの場合も認証履歴を取得し、定期的に履歴を検証して、不審な活動が無いことを確認すること。
- (12) 建物、部屋に対する不正な物理的な侵入を抑止するため、侵入検知装置を導入すること。
- (13) 医療情報が保存されるサーバ機器等への不正アクセスを防止するため、サーバラックの施錠管理、鍵管理が行われていること。
- (14) 傍受、盗撮等の不正な行為を防止するため、部屋を区切る壁面、天井、床部分においては、十分な厚みを持たせ、監視カメラでの常時監視及び画像記録の保存、不正に取り付けられた装置の定期的な検出等の対策を施すこと
- (15) 自然災害、人的災害による損傷を避けるため、建物自体の防災対策を適切に実施すること。
- (16) 大規模地震に備えた広域災害対策訓練を年1回以上実施していること。

3. 4導入対象システム

- (1) 電子カルテシステム(更新)
- (2) 看護支援システム(更新)
- (3) 資源配布、管理システム(更新)
- (4) 医事会計システム(更新)
- (5) 手術部門システム(更新)
- (6) リハビリ部門システム(更新)
- (7) 透析部門システム(更新)
- (8) 内視鏡部門システム(更新)
- (9) 診療情報管理システム(更新)
- (10) 栄養管理システム(更新)
- (11) 調剤管理システム(更新)
- (12) 服薬指導システム(更新)
- (13) 看護勤務割システム(更新)
- (14) セーフティマネジメントシステム(更新)
- (15) 物品管理システム(更新)
- (16) 健診システム(更新)
- (17) 検体検査システム(更新)
- (18) 輸血管理システム(更新)
- (19) 院内イントラシステム(更新)
- (20) インシデントレポート管理システム(更新)
- (21) SS-MIX2データシステム(更新)
- (22) 3Dワークステーションシステム(更新)
- (23) カルテ情報院外参照システム(既存システムとの接続)
- (24) 診察券発行システム(既存システムとの接続)
- (25) 窓口精算(既存システムとの接続)
- (26) 自動精算機(既存システムとの接続)
- (27) 再来受付機(既存システムとの接続)
- (28) オンライン資格確認システム(既存システムとの接続)
- (29) 統合管理システム(既存システムとの接続)
- (30) 生理ファイリングシステム(既存システムとの接続)
- (31) 生理部門システム(既存システムとの接続)
- (32) 放射線部門システム(既存システムとの接続)
- (33) 放射線画像管理システム／放射線レポートシステム(既存システムとの接続)

- (34) 内視鏡管理システム／内視鏡レポートシステム(既存システムとの接続)
- (35) 眼科部門システム(既存システムとの接続)
- (36) ME機器管理システム(既存システムとの接続)
- (37) DPC分析システム(既存システムとの接続)
- (38) 二要素認証システム(新規) ※電子カルテ機能として導入
- (39) 電子処方箋システム(新規) ※電子カルテ機能として導入
- (40) 既存システムとの接続となる(23)～(37)の各システムの接続費用等に関するについては別添1に掲げている事業者を確認すること。また、接続費用に関しては提案内容、見積金額に含めること。

3. 5電子カルテシステム構築要件

市立大洲病院 電子カルテシステムは、次の設計コンセプトに基づいて構築すること

(1) 電子カルテシステム

「電子カルテシステム」は診療端末／電子カルテサーバスシステムに加えて、病院内の各部門業務を支援するシステムを導入し、それぞれが相互に必要情報を交換することとする。

(2) 電子カルテシステムサーバ

- ① 診療情報を格納する電子カルテサーバスシステムでは、所見／オーダ情報などの文字テキスト情報はもとより医用画像情報などマルチメディア情報が格納できるものとする。
- ② 不慮のシステム停止に伴う診療業務の中断を防止する為、ハードウェア構成の2重化を行い、一方を運用系、もう一方を待機系とし、運用系がハードウェア障害等で停止した場合には、自動的に待機系に切り替わるような方式とする。

(3) データのバックアップ運用

システムの不慮の停止時において、データベースが破壊される可能性はゼロではないので、毎日のデータバックアップ運用が必要となるが、バックアップ処理中についても電子カルテサービスの中断を伴わないようなシステム方式を採用する。

(4) 真正性の確保

「電子カルテシステム」では、厚生労働省の通達にあるとおり、診療記録としての真正性を保証する必要がある、そのためには過去データの改ざん防止策が必須となる。従って、「電子カルテシステム」では、過去データの改ざん防止策として以下の方策を実施すること。

- ① 過去データを含めて、「電子カルテシステム」に入力された診療記録を修正／削除する場合、修正／削除前の情報も保存し、どのような変更が加えられたかを画面上で判別可能とすること。
- ② 「電子カルテシステム」への入力を行った場合には、その入力者が判別できるよう、アクセス記録を保持すること。
- ③ 例えば、医師以外の職員が所見情報や処方オーダを入力できないように職能ごとの利用権限設定を行うこと。
- ④ 閲覧者のアクセス記録を保持すること。

3. 6システム上の重要度と信頼性対策

(1) サーバ

電子カルテのサーバを二重化すること

(2) バックアップタイミング

バックアップタイミングは、日次処理とすること

4. システム全体概要

4. 1システムの全体概要

4. 1. 1システムの導入目的

- (1) 患者サービスの向上
- (2) 医療の質の向上
- (3) 業務の効率化及び簡素化の推進
- (4) 安全管理の向上
- (5) 経営管理への貢献

4. 1. 2導入効果

- (1) 患者サービスの向上
 - ① 予約のシステム管理、外来等での会計情報の入力、カルテの運搬時間の削減等により患者の待ち時間短縮を図ることができる。
 - ② 患者による伝票搬送の負担を軽減できる。
- (2) 医療の質の向上
 - ① 過去の診察記録、検査情報(画像を含む)、禁忌情報、処方内容等の診療情報のデータベース(以下「診療情報DB」という。)を充実し、診療、研究、教育等の場で活用することができる。
 - ② 診療情報DBによりインフォームド・コンセントを支援することができる。
 - ③ 診療録を標準化(SOAP等)することができる。
- (3) 業務の効率化及び簡素化の推進
 - ① 診療情報DBにより、各部門において必要な患者情報が即時参照でき、共有することができる。
 - ② 看護部門、診療技術部門、医事会計部門等における受付業務の簡素化を図ることができる。
 - ③ 診療録、伝票等への記載、再来の受け付け、試験管への記載、カルテ搬送その他の間接業務の軽減に伴い本来業務の充実を図ることができる。
 - ④ 診療情報DB及びLANによるメール機能の活用により、院内情報ネットワークの活性化及び迅速化を推進し、チーム医療の充実を図ることができる。
 - ⑤ 記録者特有の外国語、くせ字等がなくなり、確認作業の軽減、指示伝達の迅速性及び確実性の向上を図ることができる。
- (4) 安全管理の向上
 - ① 病名、過去のオーダ歴、医薬品情報、アレルギー情報等に基づいて、極量、単位、長期投与、重複、併用、禁忌等のチェックを行うことができる。
 - ② バーコードリーダー等により入院患者の本人確認作業を行い、指示オーダとも照合することができる。
 - ③ 転記作業の軽減を図ることにより、転記ミス、伝達ミス等による事故を防止することができる。
- (5) 経営管理への貢献
 - ① 入院及び退院情報が随時入力され、空床状況がリアルタイムに把握できることにより、病床利用率を高水準で維持することができる。
 - ② ペーパーレスを図ることにより、院内のスペースを有効に活用することができる。

4. 2電子カルテシステム全体概要図

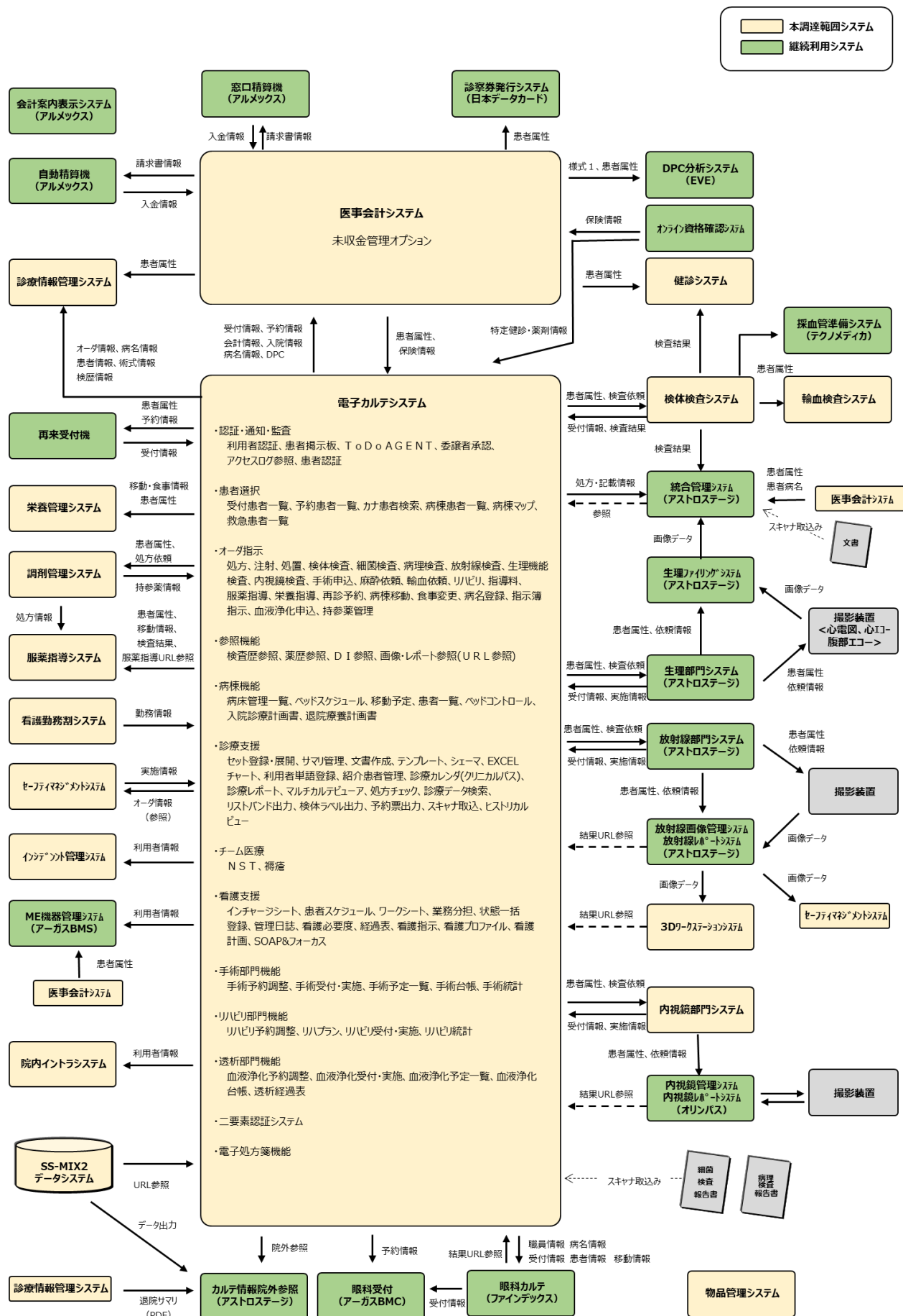
【図表1】のとおりに

4. 3電子カルテシステム稼働時期

令和9年3月末までに稼働

※本稼働時期については、当院と受託者において、再度協議し決定するものとする。

市立大洲病院 電子カルテシステム 全体概念図【図表1】



5. 技術的要件の概要

- (1) 本件調達に係る性能、機能及び技術等(以下「性能等」という。)の要求要件(以下「技術的要件」という。)は、「Ⅱ. 調達物品に備えるべき技術的要件」に示すとおりである。
- (2) 技術的要件は、全て必須の要求要件であり、これを満たしていない回答と判断がなされた場合には不合格となり対象から除外する。
- (3) 機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、提案業者参加資格審査において、技術仕様回答書を含む提案資料の内容を審査して行う。

6. 運用保守要件の概要

6. 1ソフトウェア保守

- (1) 障害時には各担当ベンダで切り分け、復旧作業を病院経営に支障をきたさないように迅速に行えるように、事前に各システム毎のサポート連絡先を病院へ通知すること。
- (2) 基幹サーバについては、リモート管理により異常が発生した時点で保守担当部門へ自動通報されること。
- (3) システム変更等は、緊急時を除き、業務時間外に行い、業務に支障がないよう配慮すること。
- (4) ソフトウェアについてのコールセンターを備えていること。
- (5) ソフトウェア保守対応の拠点は、愛媛県もしくは四国内の拠点から対応することができること。

6. 2ハードウェア保守

- (1) 導入した機器について、代替のきかない日々の業務運用維持に必要な機器(サーバ、サーバ周辺機器、主要HUB、部門システム用サーバ及びクライアント・プリンタ)については、保守対象とし障害発生時にはシステム構築業者にて受付を実施し、切り分け、復旧作業を迅速に行うこと。※電子カルテ単独利用クライアントについては、保守対象外とする。
- (2) スポット保守にかかる費用については見積額から除いてもよい。ただし、スポット保守ができること。
- (3) ハードウェアの入替え・バージョンアップにも柔軟に対応できるシステムを導入すること。
- (4) ハードウェアについてのコールセンターを備えていること。また、そのコールセンターは、365日の問い合わせ対応ができること。
- (5) ハードウェア保守対応の拠点は、愛媛県内の拠点から対応することができること。

7. 金額範囲

- (1) 対象システムの導入に必要な全てのハード、OS、ミドルウェア、業務ソフトウェア(アプリケーションプログラム)、操作教育は、請負者の負担によって提供すること。
- (2) 見積金額は、本仕様書記載の条件を全て満たす事を前提に提示すること。
- (3) 院内に既に導入されているシステムとの連携費用及び追加費用は請負者の負担によって提供すること。
- (4) ネットワーク環境は、原則、現行環境を継続利用すること。
システムの導入にあたって、既存環境に対して設定変更や追加作業が発生する場合は、請負者の負担によって提供すること。
※無線LANについては、別紙図面を参照すること。
- (5) 現行システムにおいて使用している各種マスタおよび業務データについては、すべて互換性を担保した形で移行を実施し、システム更改後も現行業務を支障なく継続できる環境を提供すること。
なお、業務影響の観点から、参照のみのデータ移行や PDF 等の形式による移行は認めない。

8. その他

8. 1技術仕様書に係る留意事項

- (1) 提案する機器・ソフトウェア(パッケージを含む)は、提案時点で原則として製品化されていること。提案時点で製品化されていない場合には、技術的要件を満たすことの証明及び納入期限までに製品化され納入できることを保証する資料を提出すること。これらは、全て書面により提出すること。
- (2) 提案システムのうち、納入期限までにバージョンアップが予想されるハードウェア又はソフトウェアがある場合、その予定時期等を説明し、納入については当院と協議の上、合意のもとで対応すること。

8. 2導入に関する留意事項

- (1) 導入スケジュールについては、当院と十分協議し、導入にあたっては通常業務への影響を最小限に留め、病院業務に混乱を起こす、かつ当院担当者の負荷が著しく増大することのないようにすること。
- (2) 端末装置の配線、接続に伴う工事が発生する場合は、当院と協議し、合意のもとで対応すること。

8. 3提案に関する留意事項

- (1) 提案に際しては、提案システムが本仕様書の要求要件をどのように満たすか、あるいはどのように実現するか、具体的かつ分かりやすく資料等を添付して説明すること。
- (2) 提案資料等に関する照会先を明記すること。
- (3) 提出された資料が次期システム検討会で不明確であると判断した場合は、技術的要件を満たしていない資料とみなす場合がある。
- (4) 提出された内容等について、ヒアリングを行う場合がある。

項番	システム名と問い合わせ先等
(23)	カルテ情報院外参照システム(既存システムとの接続) ・株式会社 三和医科器械 ご担当者:磯崎 様 ご連絡先:089-957-7676 メールアドレス:isozaki@sanwa-mi.com
(24)	診察券発行システム(既存システムとの接続) ・日本データカード株式会社 ご担当者:伴 様 ご連絡先:06-7635-3777 メールアドレス:shinya.ban@entrustdatacard.com
(25)	窓口精算機(既存システムとの接続) ・株式会社USEN-ALMEX ご担当者:岸 様 ご連絡先:087-864-2931 メールアドレス:koi-kishi@unext-hd.jp
(26)	自動精算機(既存システムとの接続) ・株式会社USEN-ALMEX ご担当者:岸 様 ご連絡先:087-864-2931 メールアドレス:koi-kishi@unext-hd.jp
(27)	再来受付機(既存システムとの接続) ・富士通Japan株式会社 ご担当者:中田 様 ご連絡先:080-2850-8999 メールアドレス:nakata.masato@jp.fujitsu.com
(28)	オンライン資格確認システム(既存システムとの接続) ・富士通Japan株式会社 ご担当者:中田 様 ご連絡先:080-2850-8999 メールアドレス:nakata.masato@jp.fujitsu.com
(29)	統合管理システム(既存システムとの接続) ・株式会社 三和医科器械 ご担当者:磯崎 様 ご連絡先:089-957-7676 メールアドレス:isozaki@sanwa-mi.com
(30)	生理ファイリングシステム(既存システムとの接続) ・株式会社 三和医科器械 ご担当者:磯崎 様 ご連絡先:089-957-7676 メールアドレス:isozaki@sanwa-mi.com

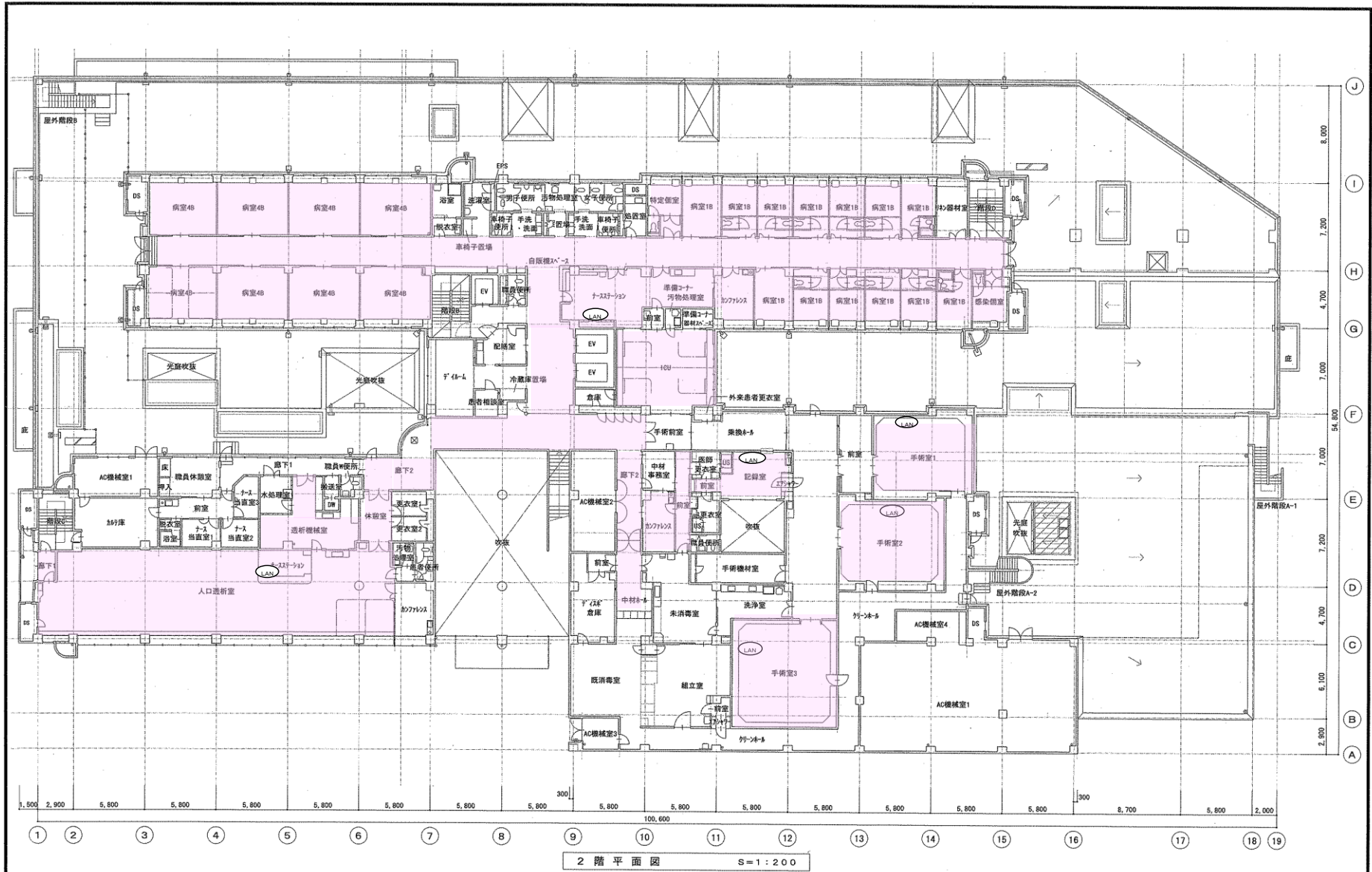
項番	システム名と問い合わせ先等
(31)	生理部門システム(既存システムとの接続) ・株式会社 三和医科器械 ご担当者:磯崎 様 ご連絡先:089-957-7676 メールアドレス:isozaki@sanwa-mi.com
(32)	放射線部門システム(既存システムとの接続) ・株式会社 三和医科器械 ご担当者:磯崎 様 ご連絡先:089-957-7676 メールアドレス:isozaki@sanwa-mi.com
(33)	放射線画像管理システム／放射線レポートシステム(既存システムとの接続) ・株式会社 三和医科器械 ご担当者:磯崎 様 ご連絡先:089-957-7676 メールアドレス:isozaki@sanwa-mi.com
(34)	内視鏡管理システム／内視鏡レポートシステム(既存システムとの接続) ・小西医療器株式会社 ご担当者:岡本 様 ご連絡先:089-905-7710 メールアドレス:a_okamoto@kns-md.co.jp
(35)	眼科部門システム(既存システムとの接続) ・株式会社アーガス・ビー・エム・シー ご担当者:河内 様 ご連絡先:089-968-8838 メールアドレス:kouchi@argus-bmc.com
(36)	ME機器管理システム(既存システムとの接続) ・株式会社アーガス・ビー・エム・シー ご担当者:河内 様 ご連絡先:089-968-8838 メールアドレス:kouchi@argus-bmc.com
(37)	DPC分析システム(既存システムとの接続) ・メディカル・データ・ビジョン株式会社 ご担当者:下柵 様 ご連絡先:092-432-0080 メールアドレス:shimomasu_shuhei@mdv.co.jp

ピンク塗りは無線LANエリア  は情報コンセント

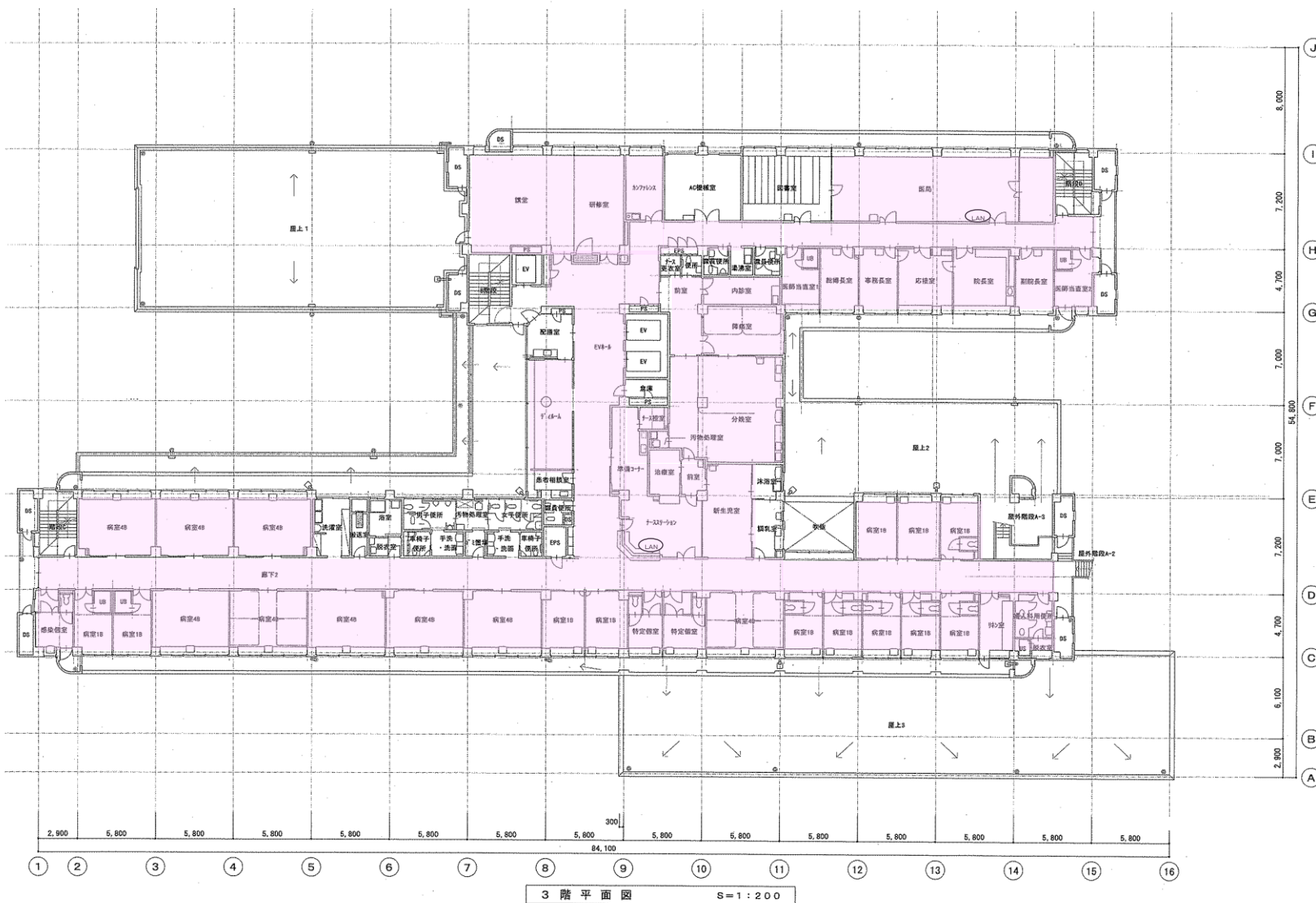


1 階平面図 S=1:200

工事名	図名	縮尺	図番
	1 階平面図	S=1:200	2
製図	監図	日付	



工事名	図名	縮尺	図番
	2 階平面図	S=1:200	3
設計	製図	日付	



3 階 平 面 図 S=1:200

工事名		図番 4
図名	縮尺	
3 階 平 面 図	S = 1 : 2 0 0	
棟印	日付	
製図		

